

## 一 般 競 争 入 札 公 告

社会福祉法人 みつなみ会の発注する工事の請負について、一般競争入札を行いますので、下記のとおり公告いたします。

令和7年11月17日  
社会福祉法人 みつなみ会  
理事長 並木 恭之

### 1. 工事概要

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 工事名称 | 社会福祉法人 みつなみ会<br>多床室個室化工事                   |
| (2) 工事場所 | 〒345-0836 埼玉県南埼玉郡宮代町和戸 1780-1              |
| (3) 工事内容 | ・多床室個室化工事<br>多床室のプライバシー保護するための改修           |
| (4) 建物概要 | 構 造：RC 造<br>延床面積：3642.13㎡<br>用 途：特別養護老人ホーム |
| (5) 工期期間 | 契約日から令和8年3月31日までに完工                        |

### 2. 入札手続

- |            |                      |
|------------|----------------------|
| (1) 入札方法   | 一般競争入札               |
| (2) 入札日時   | 令和7年12月23日(火) 10時    |
| (3) 入札場所   | 特別養護老人ホームみどりの森 2階会議室 |
| (4) 入札保証金  | なし                   |
| (5) 最低制限価格 | 有(非公表)               |

### 3. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 入札の公告日から落札決定までの期間に自治体の競争入札参加社資格者指名停止事務処理事項に基づく指名停止を受けていない者
- (3) 入札の公告日から落札決定までの期間に自治体契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく指名停止を受けていない者
- (4) 法人格を有する者
- (5) 本工事に必要な工事業の資格を有する者
- (6) 発注者である当法人と対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若

しくは人事面において関連がある者でないこと

- (7) 埼玉県の入札参加資格者の名簿に該当する建設業種で記載があり、資格審査数値が 655 点以上の者
- (8) 施行後の点検、修理等を適切かつ迅速に対応できる体制を有する者
- (9) 工事期間中、現場代理人を配置することができる者
- (10) 概ね3年以内に介護施設等への多床室の個室化工事の実績が2件以上ある事

#### 4. 入札参加資格確認申請手続き

- (1) 申し込み方法 参加される方は11月21日までに提出書類を施設にもらいに来てください。 ※提出書類一式を期日までにご提出ください。
- (2) 申請期限 公告日から令和7年11月28日(金)午後4時まで  
※受付時間は、午前10時から午後4時まで。(土日祝日を除く)
- (3) 申請方法 提出先へ持参にて提出してください。(郵送等は不可)
- (4) 提出書類
  - ①入札参加資格確認申請書(様式 No1-①)
  - ②建設業許可証明書の写し
  - ③埼玉県の競争入札参加資格審査結果通知書の写し  
(有効期間内のもの)
  - ④工事実績証明書(任意書式)
  - ⑤会社案内・会社経歴書等(自由書式)
  - ⑥名刺(氏名・電話番号・FAX番号がわかるもの)※提出された書類は、原則返却いたしません。
- (5) 提出・問合せ先 特別養護老人ホーム みどりの森  
〒345-0836 埼玉県南埼玉郡宮代町和戸 1780-1  
電話 0480-34-8881  
担当者 和佐田

※問い合わせ時間は午前10時から午後4時までとする。(土日祝日を除く)

- (5) 結果通知 令和7年12月1日(月)  
全ての申請者に対して随時電子メールで入札参加資格の結果を通知し、後日メールにて入札参加資格確認結果通知書を送付します。

#### 5. 設計図書等の配布

- (1) 設計図書の配布 入札参加資格が有と確認された業者には、設計図書等をメール等で配布する。

- (2) 質問受付期限 令和7年12月8日(月)午後4時まで
- (3) 質問方法 設計図書と合わせて配信する「質問回答書」作成(質問がない場合は、「質問なし」と明記)のうえ、次のメールアドレスに送付。  
E-mail: midorinomori3273-1@peace.ocn.ne.jp 担当 和佐田  
※件名を「特別養護老人ホームみどりの森 質問回答書」としてください。
- (4) 回答日 令和7年12月8日(月)までに回答。
- (5) 回答方法 送信元のメールアドレスに返信。
- (6) 現場確認について 感染症蔓延リスクにつき、入札参加希望者を集めての現場確認等は予定しておりません。設計図書と質問への回答にてご判断の上、札入れをしてください。

## 6. 入札日程

- (1) 公告日 : 令和7年11月17日(月)
- (2) 参加資格申請締切日時 : 令和7年11月28日(金)午後4時まで
- (3) 参加資格通知日 : 令和7年11月17日以降随時
- (4) 設計図書等配布日 : 令和7年11月17日以降随時(最終日 令和7年12月1日)
- (5) 質問受付期限 : 令和7年12月8日(月)午後4時まで
- (6) 質問回答日 : 令和7年12月8日(月)
- (7) 入札日
- ① 日時 : 令和7年12月23日(火) 10時
- ② 入札場所 : 特別養護老人ホーム みどりの森 2階会議室

## 7. 落札者の決定方法

(1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。なお、最低価格の入札者が同額で2人以上いる場合は、くじ引きで落札者を決定する。

(2) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する(再度の入札は1回まで実施する)。なお、初回入札で最低制限価格に満たない者は、再度入札には参加できない。

(3) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、最低制限価格で入札した者で契約締結の意思がある場合に、次の条件を遵守したうえで交渉による随意契約を行うものとする(最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は、順次、次に低い価格で入札した者を対象とする)。

- ①随意契約であっても契約額は、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること。
  - ②交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。
  - ③入札にあたっての条件等を変えることは認められないこと。
  - ④契約額が確定した場合は、その内容を書面にして事業者及び業者が署名捺印すること。
- (4) 入札に参加する者が1者のみの場合は、1回のみ入札を行うものとする。

## 8. 入札に関する注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札参加者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (4) 落札者は入札日当日に入札金額見積内訳書を提出すること。
- (5) 次の各事項に該当する入札は無効とする。
  - ① 入札に参加する資格がない者がした入札
  - ② 代理人で委任状を提出しない者がした入札
  - ③ 他人の代理を兼ねた者がした入札
  - ④ 二以上の入札書を提出した者がした入札
  - ⑤ 二以上の者の代理をした者がした入札
  - ⑥ 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
  - ⑦ 虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者がした入札
  - ⑧ 談合その他不正行為があったと認められる入札
  - ⑨ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
  - ⑩ 次に掲げる入札書による入札
    - イ 入札金額を訂正した入札書
    - ロ 入札者の押印のない入札書
    - ハ その他の記載事項を訂正した場合、その箇所に押印のない入札書
    - ニ 押印された印影が明らかでない入札書
    - ホ 記載すべき事項の記入の入札書又は記入した事項が明らかでない入札書
  - ⑪ その他公告に示す事項に反した者がした入札
- (6) 談合に関する情報提供があった場合は、情報提供者及び入札参加者から事情を聴取り、関係行政機関と協議のうえ、入札の延期又は中止することがある。

## 9. 契約手続等

- (1) 様式契約に関する細目は、民間（七会）連合協定工事請負契約約款に準拠する。

- (2) 契約保証金の徴収は免除する。但し、発注者を被保険者とする工事履行保証保険契約（工事請負額の10分の1以上の金額を保証する保険）を締結するものとする。
- (3) 支払方法は現金振込とし工事完了後に契約金の全額を支払うものとする。  
なお、落札業者は工事完了後すみやかに「請求書」・「業務完了報告書」の発行を行うものとする。
- (4) 支払い完了後速やかに領収書を発行するものとする。

#### 10. その他

- (1) 「建設業法（昭和24年法律第100号）」及び「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に抵触する行為を行わないこと。
- (2) 契約の履行については、発注者及び監理業者の指示に従うとともに、県等から指導があった場合には従うこと。

以上